

# 八戸市農業委員会 10 月総会議事録

日時：平成 30 年 10 月 10 日（水）午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

## 出席した委員

農業委員数：15 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、  
7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝、  
12 番 加藤 浩幸、13 番 松橋 剛志、14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫、  
17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：18 名

3 番 河原木 一実、6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、  
9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、  
13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、  
17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、  
21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

## 欠席した委員

農業委員：5 番 釜石 幸史朗、6 番 内沢 豊、11 番 山内 光興、16 番 阿達 福壽、  
農地利用最適化推進委員：1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、4 番 田名部 浩、  
5 番 大久保 秀幸

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司  
主幹 大里 知矢、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。  
本日は、釜石委員、内沢委員、山内委員、阿達委員、木村弁一推進委員、  
坂下推進委員、田名部推進委員、大久保推進委員から都合により欠席される  
旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。  
会議に先立ちまして、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。  
次第の裏面をご覧ください。  
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいた  
します。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。ご着席願います。  
それでは、会長、よろしく願います。

会長

本日は秋の収穫の時期、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます  
でございます。台風 24 号、25 号、勢力の強い台風でしたけれども、道路の冠  
水等ありましたけれども、農作物への被害は無いようですので、何とか通り  
過ぎていってくれたなと思っております。秋になり日の暮れも早くなりました  
。どうぞ農作業にはくれぐれも気をつけてお願いいたします。それでは本  
日の議事につきましても、慎重にご審議くださいますようよろしくお願い申  
上げます。よろしく願います。  
ただいまから、議事に入ります。出席委員は定足数に達しておりますので、  
会議が成立いたします。本日の議事につきましては、お手元にお配りしてお  
ります次第により、議事を進めます。  
なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第 1

会長

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。  
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたし  
たいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。  
議事録署名者に、12 番 加藤浩幸委員、13 番 松橋剛志委員、両氏を指  
名いたします。

日程第 2

会長

次に、日程第 2、議案第 49 号、平成 30 年度第 7 号八戸市農用地利用集  
積計画の決定についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第 49 号「平成 30 年度第 7 号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料 1 ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借 2 件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 1 名、貸し手 2 名で、利用権設定面積は 4,006 m<sup>2</sup>でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番、2 番

番号 1 番、番号 2 番は、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては資料に記載のとおりでございます。

公告年月日は、平成 30 年 10 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

会長

次に、日程第 3、議案第 50 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第 50 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。資料 3 ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借 2 件となっております。借り手の人数につきましては 1 名で、利用権設定面積は 4,006 m<sup>2</sup>でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保

有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」に関連する事案となります。それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番、2番

番号1番、番号2番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第4  
会長

次に、日程第4、議案第51号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

三浦委員  
5条23番、24番

三浦から報告します。去る9月28日、赤坂委員と別館7階会議室Aにおいて、議案第51号の23番、24番を調査して参りましたので報告します。

資料5ページをお開き願います。番号23番、24番ですが、受人及び転用目的が同一で隣接している両案件の申請地を一体利用するものですので一括して報告します。申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人は代理人、渡人はそれぞれ本人が出席しました。両者の関係ですが、23番の渡人は受人の祖父の弟家族、24番の渡人は受人の祖母ということ。態様別は23番は売買、24番は贈与で、転用目的は、住宅及び車庫の建設です。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置

として、盛土・切土・土留めをして地盤整備し、浄化槽・浸透枘を設置します。立地条件は、八戸市斎場から北東側約300mに位置し、畑・宅地に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人所有の土地が無く、実家近くの土地を検討したところ申請地しか条件に合わなかったためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上です。

会長

続いて赤坂委員をお願いします。

赤坂委員

赤坂から報告いたします。去る9月28日、三浦委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、議案第51号の25番、26番を調査して参りましたので報告します。

5条25番

資料5ページをお開き願います。いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。番号25番ですが、調査には、受人は代理人、渡人は本人が出席いたしました。両者の関係は特にありません。態様別は使用貸借。転用目的は携帯電話無線基地局設置工事の仮設工事用地で、仮設ハウス1棟、仮設トイレ1棟、資材置場として利用いたします。実施計画は、平成30年11月1日から平成31年3月31日。5ヶ月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元いたします。資金調達計画は自己資金でございます。他法令との関連は、農用区域内ですが除外不要、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、仮囲い、敷き鉄板を設置いたします。立地条件は、八戸市立三条中学校から西側約1.1kmに位置し、田・川に囲まれ、市道に接しております。農地区分は農用区域内農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外にあたるためです。経営移譲年金受給、相続税猶予、贈与税猶予は、すべてなしとなっております。

5条26番

資料6ページをお開き願います。続いて番号26番ですが、調査には、受人、渡人ともに代理人が出席いたしました。両者の関係は特にありません。態様別は使用貸借。転用目的は携帯電話無線基地局設置工事の仮設工事用地で、資材置場、工事用通路として利用いたします。実施計画は、平成30年10月25日から平成31年1月24日。3ヶ月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元いたします。資金調達計画は自己資金でございます。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、敷き鉄板を設置いたします。立地条件は、八戸市立高館小学校から北西側約900mに位置し、住宅・雑種地に囲まれ、県道に接続してしております。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当

と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。  
以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。  
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第5  
会長

次に、日程第5、議案第52号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明願います。

小笠原技能主事

事務局小笠原から、議案第52号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。平成30年度の荒廃農地調査により、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地「B分類」と思われる農地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と決定された土地については、農地台帳からも除き、以後、農地として取り扱わないこととするものです。荒廃農地の判断基準では、「森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの」とされています。それでは、内容についてご説明いたします。資料の7ページから11ページにわたる荒廃農地関係資料一覧表をご覧ください。今回判断していただく土地は、平成30年8月24日と9月7日の、2回調査した農地のうち、非農地と思われる土地118筆、約27.8haでございます。別冊の現地写真及び位置図とともにご覧ください。

荒廃農地1番  
～33番

番号1番から33番までは、8月24日に長根委員・金谷委員・下館委員により現地を調査した土地で、番号1番から15番は位置図では「A」付近の南郷・泥障作地区で、現地写真は1ページの1番から5ページの15番です。番号16番から21番は、位置図では「B」付近の南郷・頃巻沢地区で現地写真は6ページの16番から7ページの21番です。番号22番から33番は、位置図では「C」付近の南郷・島守地区で現地写真は8ページの22番

荒廃農地 34 番  
～118 番

から 11 ページの 33 番です。

次に、番号 34 番から 118 番までは、9 月 7 日に赤坂委員・坂委員・橘委員により現地を調査した土地で、番号 34 番から 118 番は、位置図では「D」付近の南郷・島守地区で、現地写真は 12 ページの 34 番から 40 ページの 118 番です。なお、31 ページ 91 番と 93 番は草木が生い茂り近くまで行く事が困難だった為に航空写真とさせていただきました。

以上、ご説明いたしました土地は、何れも森林原野化が著しく農地の復旧は困難な土地との意見でした。つきましては、この 118 筆の土地について、非農地として判断することをお伺いするものです。なお、今回、非農地と判断された土地につきましては、農地台帳上、非農地として取り扱われますが、登記簿上の地目につきましては、所有者が変更登記をする必要がある旨申し添えます。また、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中パトロールに参加していただきましてありがとうございました。荒廃農地のパトロールについては、これからもよろしくお願い致します。以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

会長

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第 6  
会長

次に、日程第 6、報告第 41 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の 9 月分でございます。総会資料の 19 ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料 19 ページ番号 85 番から資料 23 ページ番号 97 番までの計 13 件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。いずれも申請

内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。  
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第7、第8  
会長

次に、日程第7、報告第42号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第8、報告第43号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の9月分でございます。まず4条からご報告申し上げます。資料の19ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条16番

番号16番、転用目的は宅地分譲でございます。

4条17番、18番

番号17番、18番、転用目的は駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

4条19番

番号19番、転用目的は住宅1棟、車庫1棟建築でございます。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。21ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条119番～121番

番号119番、120番、121番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条122番

番号122番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条123番

番号123番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。

5条124番

番号124番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条125番

番号125番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条126番、127番

番号126番、127番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条128番

番号128番、転用目的は資材置場でございます。

5条129番、130番

番号129番、130番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条131番

番号131番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第9  
会長

次に、日程第9、報告第44号、農地法第18条第6項の規定による通知  
についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の27ページをお開き願  
います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のと  
おりでございます。

18条24番

番号24番につきましては、農業経営基盤強化促進法賃貸借に係る合意解  
約で、補償等は無しとなっております。

18条25番、26番

番号25番と26番につきましては、農地中間管理事業に係る賃貸借の合  
意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、平成30年10月15日を予定しております。番号26番の  
通知年月日が平成30年9月25日になっておりますが、正しくは平成30  
年10月15日です。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時00分)